	12月							
日	月	火	水	木	金	±		
						1		
2	3	4	5	6	7	8		
9	10	11	12	13	14	15		
16	17	18	19	20	21	22		
23	24	25	26	27	28	29		
30	31							

 $\mp 5555 - 0024$ 

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール <u>info@seko-tax.com</u>

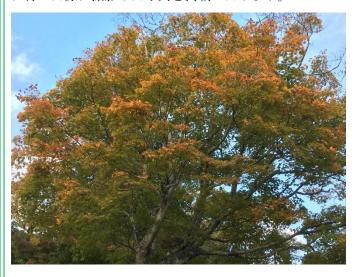
ホームページ http://www.seko-tax.com/

## 1 ごあいさつ

今月、事務所便り第70号を発行させていただきます。 今年も残すところあと1か月になりました。月日の過ぎるのが年々早くなってきているように思えます。

弊所の年末年始の営業日につきましては「年末年始の お知らせ」に記載させていただきましたので、そちらを ご覧になっていただけますと幸いです。

今月は、神戸市北区にある光明寺墓地公園に紅葉狩り に行った際に撮影した写真を掲載いたします。



(写真は、光明寺墓地公園の紅葉です)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、*年末調整について、最近の税務関連状況*、税金以外のテーマとしまして*病気の「常識」は「非常識」 その3* を書いております。皆さんのご参考になれば、うれしく思います。

# 2 年末調整 について

毎年 12 月になると取り上げさせていただいておりますが、今年も年末調整について取り上げさせていただきます。

## H30年分の年末調整における留意事項

## 1 配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いの変更

H30年分の年末調整における配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いが変更されました。

# 1-1 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正 <納税者本人の受ける控除額>

所得控除額 38 万円の対象となる配偶者の給与収入の上限が150万円に引き上げられています。

配偶者特別控除は、配偶者の給与収入の上限が 201 万 円まで低減しながら消滅していきます。

	改正前	改正後
配偶者控除を受ける場合	103 万円	150 万円
配偶者の給与収入の上限		
配偶者特別控除を受ける場合	141 万円	201 万円
配偶者の給与収入の上限		

# <納税者本人の所得制限>

配偶者控除を受ける世帯が増えることにより税収減になるのを防ぐために、納税者本人の所得制限が設けられました。

納税者本人の給与収入(合計所得金額)	配偶者控	
	除額	
給与収入 1,120 万円 (合計所得 900 万	38 万円	
円)以下		
給与収入 1,120 万円超 1,170 万円以下	26 万円	
(合計所得 900 万円超 950 万円以下)		
給与収入 1,170 万円超 1,220 万円以下	13 万円	
(合計所得 950 万円超 1,000 万円以下)		

- \*合計所得金額が1,000万円を超える所得者は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。
- \*控除額の詳細な一覧表につきましては、参考文献の「平成30 年分 年末調整のしかた」をご覧になってください。



(写真は、光明寺墓地公園の紅葉です)

- 2 **H32** 年 (2020 年) 分から適用される源泉所得税に 関する主な改正事項
- (1) 給与所得控除の改正
- ・給与所得控除額が一律10万円引き下げられました。
- ・給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が 850 万円、その上限額が 195 万円にそれぞれ引き下げられました。
- (2) 基礎控除の改正
- ・基礎控除額が10万円引き上げられました。
- ・合計所得金額が 2,400 万円を超える所得者については その合計所得金額に応じて控除額が逓減し、合計所得 金額が 2,500 万円を超える所得者については基礎控除 の適用はできないこととされました。
- (3) 各種所得控除等を受けるための扶養親族等の合計

#### 所得金額要件等の改正

- ・同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件が48 万円以下(改正前:38万円以下)に引き上げられました。
- ・源泉控除対象配偶者の合計所得金額要件が 95 万円以 下(改正前:85万円以下)に引き上げられました。
- ・配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件が 48万円超 133万円以下(改正前:38万円超 123万円以下)とされ、その控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分が、それぞれ 10万円引き上げられました。
- ・勤労学生の合計所得金額要件が 75 万円以下(改正前: 65 万円以下) に引き上げられました。
- ・家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、 必要経費に算入する金額の最低保障額が 55 万円(改 正前:65 万円)に引き下げられました。

改正事項は再来年からの改正ではありますが、働き方 の多様化を踏まえた見直しをされるようです。

## 【参考文献】

・国税庁作成 「平成30年分 年末調整のしかた」



(写真は、光明寺墓地公園の紅葉です)

## 3 最近の税務関連状況

最近の税務関連で新聞等に取り上げられている事項を ご紹介しておきます。

# 事業承継関連 その1

日経新聞に「個人の事業承継への税優遇 都道府県が審

査 経産省案」、「個人の事業承継 税優遇 政府・与党 方針 贈与税支払い猶予」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・経済産業省は税制改正で検討している個人事業主の事業 業承継への税優遇について、適用の条件に都道府県による認定を盛り込む案を固めた。
- ・事業主がまとめる「承継計画」を都道府県が認める場合のみ、贈与税などを猶予する。個人の資産を事業用 と偽るような悪質な節税が横行しないようにする。
- ・個人事業主が事業承継をしやすい環境をつくるため、 政府・与党は新たな税優遇制度を作る方針を固めた。 子供が事業を継ぐとき、土地や建物にかかる贈与税な どの支払を猶予する「個人版事業承継税制」を作る。
- ・政府・与党が検討している新制度は、土地や建物、設備にかかる税金の支払を猶予する仕組み。10年程度の 時限的な制度にすることで調整している。
- ・個人事業主については現在も店舗などに使う小規模な 土地は相続税を8割減税する特例がある。経産省は新 たな事業承継税制は、既存の特例との選択制にするこ とを提案する。
- \*個人事業の承継にこれまで税優遇がなかったので、この税制が決まれば承継しやすくなると思われます。ただ、検討されている「承継計画」の内容が気になります。

#### 事業承継関連 その2

日経新聞に「**生前承継 許認可不要に 理美容室や飲 食店など 関連法改正へ**」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・政府は個人事業主の事業承継の手続きを大幅に簡素にする。
- ・現状は多くの業種で死亡による相続以外は新規の開業 手続をする必要がある。事業主の生前でも、相続する

- のと同様に新規の許認可なく引き継げるようにする。
- ・後継難による廃業が相次ぐ大廃業時代が近づくなか、 行政手続きの煩雑さが事業承継を妨げるのを防ぐ。
- ・現行制度で生前に引き継ぐ場合は、前の経営者が廃業 した上で、後継者が新たに新規開業する形となる。今 回を機に生前でも相続でも簡便に事業を引き継げるよ うにする。
- \*許認可申請が必要な事業承継は手続きに時間がかかります ので、この改正が早く決まっていただくことを願います。



(写真は、光明寺墓地公園の紅葉です)

# 4 病気の「常識」は「非常識」 その3

「食」「健康」「ストレス緩和」「癒し」に関連したテーマ について毎回書いていくことにしております。

今回は、「便秘」「腸」についての情報をご紹介させて いただきます。

参考文献には、

- ・たかが便秘だという考えを変えてもらわなければいけません。便秘によって腸内環境が非常に劣悪になっていて、ひいては免疫力(自己治癒力)を低下させることにもつながり、場合によってはさまざまな病気の元になったり、そしてなによりも肌の老化が早まったりします。
- ・「腸は脳の指令を受けて働いている?」 答えは NO です。腸は原則として、自分で考えて機能

しているのです。

- ・腸が自立して機能しているということは実にすごいことなのです。なぜなら、外界から入ってくる(侵入してくる)すべての物質を体内に取り入れるべきか、排除すべきか、瞬時に判断して機能しているわけなのですから。
- ・もちろん私たちの生命は、外界から物質を取り入れて 維持できているわけですから、何を取り入れ、何を排 除するかという判断、すなわちトリアージは生命の根 幹にかかわる極めて重要な問題です。
- ・「腸管こそが最大の免疫器官である?」 答えは YES、そうなんです!意外でしたか? 全身のリンパ球の約 60%は腸で働いています。そして 抗体の 60%は腸で作られています。つまり、腸は私た ちの免疫を司る重要な器官でもあるのです。
- ・みなさんは意外に思われるかもしれませんが、実は花 粉症、気管支喘息、アトピーなどのアレルギー疾患の なりやすさは、腸の環境に大きく左右されることが明 らかになっています。また、まだ明快に証明されては いませんが、がんをはじめとする慢性疾患のほとんど も、おそらくは腸の環境のいかんが、その発病率や治 癒率に大きく影響すると思われます。

などと書かれておりました。

参考文献からすると、腸の環境を快適に保てているかどうかで花粉症などを始めとするアレルギー疾患にかかりやすくなるようです。

そういえば私も幼い頃から胃腸が弱かったからか高校 生の時に花粉症を発症しましたので、腸の環境が良くな かったのでしょうね。当時はそんな知識を知らなかった ので、花粉症の症状を抑えるために漢方薬を飲んでいた 事を思い出します。

体調を崩した時は、暴飲暴食をしたりストレスが過度 にかかったりして腸に負担をかけている事が多いと思わ れますので、普段から腸を労わるような食生活を心がけ てみられてはいかがでしょうか。

#### 【参考文献】

・ 9割の病気は自分で治せる 著者 医学博士 岡本裕 発行所 中経出版

# 5 編集後記

10月と11月に交野市にある星のブランコ(吊り橋)までハイキングに行った時に伺った大門酒造という酒蔵で新酒祭が先月末に開催されたので、参加してきました。その時に撮影した写真を掲載させていただきます。





酒蔵の中で外国人のグループによるジャズ演奏がされている中で日本酒を飲むことができ、とても楽しい時間を過ごすことができました。ここで作られている日本酒を何種類か飲ませていただきましたが、どれも美味しかったので、ここの酒蔵のファンになりました。

来年も日程が合えば、参加したいなと思っております。

今月も最後までお読みいただきありがとうございました。